

議案第29号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月10日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

消費税率引き上げに伴う体育施設の使用料等の改正及び勝山市営温水プールのレーンの専用使用料を新設するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年勝山市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表(第 12 条関係)				別表(第 12 条関係)			
その 1 基本使用料(屋内体育施設)				その 1 基本使用料(屋内体育施設)			
(単位 円)				(単位 円)			
施設名	使用区分	使用料 (1 時間当たり)		施設名	使用区分	使用料 (1 時間当たり)	
		平日				平日	
		土、日、祝 日	土、日、祝 日			土、日、祝 日	土、日、祝 日
		9 時～19 時	19 時～21 時	9 時～19 時	19 時～21 時	9 時～21 時	9 時～21 時
			勝山市体 育館は		勝山市体 育館は	勝山市体 育館は	勝山市体 育館は
			～21 時 30 分		～21 時 30 分	～21 時 30 分	～21 時 30 分

				～21時30分	
勝山市 B&G 海洋センター	競技場・武道場	全面	400	800	800
		半面	200	400	400
		1面(バドミントン)	100	200	200
	ミーティングルーム	個人及び団体	100	100	100
	弓道場	市民以外が使用する場合(個人)	<b>300円/回</b>	<b>600円/回</b>	<b>600円/回</b>
		大会等の専用使用	200	<b>400</b>	<b>400</b>
屋内多目的広場	個人及び団体	150	<b>300</b>	<b>300</b>	
勝山市体育館「ジオアリーナ」	競技場	全面	1,800	<b>3,600</b>	<b>3,600</b>
		半面	900	<b>1,800</b>	<b>1,800</b>
		3分の1面	600	<b>1,200</b>	<b>1,200</b>
		バドミント	150	<b>300</b>	<b>300</b>

				～21時30分	
勝山市 B&G 海洋センター	競技場・武道場	全面	400	800	800
		半面	200	400	400
		1面(バドミントン)	100	200	200
	ミーティングルーム	個人及び団体	100	100	100
	弓道場	市民以外が使用する場合(個人)	<b>310円/回</b>	<b>610円/回</b>	<b>610円/回</b>
		大会等の専用使用	200	<b>410</b>	<b>410</b>
屋内多目的広場	個人及び団体	150	<b>310</b>	<b>310</b>	
勝山市体育館「ジオアリーナ」	競技場	全面	1,800	<b>3,720</b>	<b>3,720</b>
		半面	900	<b>1,860</b>	<b>1,860</b>
		3分の1面	600	<b>1,240</b>	<b>1,240</b>
		バドミント	150	<b>310</b>	<b>310</b>

		シコート1面			
多目的室	個人及び団体	200	400	400	
研修室	個人及び団体	200	200	200	
会議室1	個人及び団体	100	100	100	
会議室2	個人及び団体	100	100	100	
トレーニングルーム	個人1回(2時間)	150	<b>300</b>	<b>300</b>	
	個人年間利用	1年間につき 一般 <b>10,000 円</b> (中学生・高校生 <b>2,000 円</b> ) ただし、中学生・高校生の年間利用券での使用は、平日の9時～19時の利用とする。			
空調設備	アリーナ1階	<b>1,700</b>	<b>1,700</b>	<b>1,700</b>	
	アリーナ2階観覧席	<b>1,700</b>	<b>1,700</b>	<b>1,700</b>	

		シコート1面			
多目的室	個人及び団体	200	400	400	
研修室	個人及び団体	200	200	200	
会議室1	個人及び団体	100	100	100	
会議室2	個人及び団体	100	100	100	
トレーニングルーム	個人1回(2時間)	150	<b>310</b>	<b>310</b>	
	個人年間利用	1年間につき 一般 <b>10,190 円</b> (中学生・高校生 <b>2,040 円</b> ) ただし、中学生・高校生の年間利用券での使用は、平日の9時～19時の利用とする。			
空調設備	アリーナ1階	<b>1,730</b>	<b>1,730</b>	<b>1,730</b>	
	アリーナ2階観覧席	<b>1,730</b>	<b>1,730</b>	<b>1,730</b>	

	多目的室	150	150	150
	研修室	50	50	50
	会議室 1	50	50	50
	会議室 2	50	50	50
	トレーニング グループ	1 回当た り使用料 に 50 円 を追加	1 回当た り使用料 に 50 円 を追加	1 回当たり 使用料に 5 0 円を追加

その 2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料	
		9 時～1 9 時	19 時～21 時 30 分
長山公園グラウンド	市民以外の者が使 用する場合	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>
弁天緑地グラウンド (野球場)	市民以外の者が使用 する場合	<u>1,500</u>	\
弁天緑地グラウンド (サッカー場)	市民以外の者が使用 する場合	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>
あさひ公園多目的広場	市民以外の者が使用 する場合	<u>1,500</u>	\

	多目的室	150	150	150
	研修室	50	50	50
	会議室 1	50	50	50
	会議室 2	50	50	50
	トレーニング グループ	1 回当た り使用料 に 50 円 を追加	1 回当た り使用料 に 50 円 を追加	1 回当たり 使用料に 5 0 円を追加

その 2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料	
		9 時～1 9 時	19 時～21 時 30 分
長山公園グラウンド	市民以外の者が使 用する場合	<u>1,530</u>	<u>1,530</u>
弁天緑地グラウンド (野球場)	市民以外の者が使用 する場合	<u>1,530</u>	\
弁天緑地グラウンド (サッカー場)	市民以外の者が使用 する場合	<u>1,530</u>	<u>1,530</u>
あさひ公園多目的広場	市民以外の者が使用 する場合	<u>1,530</u>	\

庭球場 (1面当たり)	市民以外の者が使用する する場合	<b>600</b>	<b>600</b>
-------------	---------------------	------------	------------

その3 基本使用料(物品販売等)

使用区分	使用料(1日当たり)
使用する面積が20平方メートル以下の場 合	1件につき <b>2,000</b> 円

備考 使用する面積が20平方メートルを超える場合は、10平方メートルごとに1件につき**1,000円**(1日当たり)を追加する。

その4 附属設備の使用料

(単位 円)

施設名	附属設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金	
勝山市 長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯	<b>3,000</b>	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の4分の1増。30分以上1時間未満の場合は4分の2増とする。
		市民以外の者	午後7時から	使用時間帯、1	<b>9,000</b>	

庭球場 (1面当たり)	市民以外の者が使用する 場合	<b>610</b>	<b>610</b>
-------------	-------------------	------------	------------

その3 基本使用料(物品販売等)

使用区分	使用料(1日当たり)
使用する面積が20平方メートル以下の場 合	1件につき <b>2,040</b> 円

備考 使用する面積が20平方メートルを超える場合は、10平方メートルごとに1件につき**1,020円**(1日当たり)を追加する。

その4 附属設備の使用料

(単位 円)

施設名	附属設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金	
勝山市 長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯	<b>3,140</b>	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の4分の1増。30分以上1時間未満の場合
		市民以外の者	午後7時から	使用時間帯、1	<b>9,420</b>	

		が使用する場 合	午後9 時30 分まで	回照明 点灯									
		市民が 市民以 外の者 と混合 使用する 場合	午後7 時から 午後9 時30 分まで	使用時 間帯、1 回照明 点灯	<b>6,000</b>								
勝山市 庭球場	照 明 施 設	市民が 使用する 場合	午後7 時から 午後9 時30 分まで	使用時 間帯、1 コート 照明点 灯	<b>600</b>	照明の点灯超過時 間が30分未満の ときは、使用料の 3分の1増とす る。							
		市民以 外の者 が使用 する場 合	午後7 時から 午後9 時30 分まで	使用時 間帯、1 コート 照明点 灯	<b>1,800</b>								
		市民が 市民以 外の者	午後7 時から 午後9	使用時 間帯、1 コート	<b>1,200</b>								
		が使用する場 合	午後9 時30 分まで	回照明 点灯									
		市民が 市民以 外の者 と混合 使用する 場合	午後7 時から 午後9 時30 分まで	使用時 間帯、1 回照明 点灯	<b>6,280</b>							は4分の2増と する。	
勝山市 庭球場	照 明 施 設	市民が 使用する 場合	午後7 時から 午後9 時30 分まで	使用時 間帯、1 コート 照明点 灯	<b>630</b>	照明の点灯超過 時間が30分未満 のときは、使用 料の3分の1増 とする。							
		市民以 外の者 が使用 する場 合	午後7 時から 午後9 時30 分まで	使用時 間帯、1 コート 照明点 灯	<b>1,890</b>								
		市民が 市民以 外の者	午後7 時から 午後9	使用時 間帯、1 コート	<b>1,260</b>								

		と混合 使用する 場合	時 30 分まで	照明点 灯		
弁天緑 地グラ ウンド (サッカ ー場)	照 明 施 設	市民が 使用する 場合	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで	使用時 間帯 1 コート 照明点 灯	<b>600</b>	照明の点灯超過時 間が 30 分未満の ときは、使用料の 3 分の 1 増とす る。
		市民以 外の者 が使用 する場 合	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで	使用時 間帯 1 コート 照明点 灯	<b>1,800</b>	
		市民が 市民以 外の者 と混合 使用す る場合	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで	使用時 間帯 1 コート 照明点 灯	<b>1,200</b>	

その 5 附属備品の使用料

(単位 円)

		と混合 使用する 場合	時 30 分まで	照明点 灯		
弁天緑 地グラ ウンド (サッカ ー場)	照 明 施 設	市民が 使用する 場合	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで	使用時 間帯 1 コート 照明点 灯	<b>630</b>	照明の点灯超過 時間が 30 分未満 のときは、使用 料の 3 分の 1 増 とする。
		市民以 外の者 が使用 する場 合	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで	使用時 間帯 1 コート 照明点 灯	<b>1,890</b>	
		市民が 市民以 外の者 と混合 使用す る場合	午後 7 時から 午後 9 時 30 分まで	使用時 間帯 1 コート 照明点 灯	<b>1,260</b>	

その 5 附属備品の使用料

(単位 円)



施設名	附属備品名	使用時間	使用料
長尾山総合公園クロスカントリーコース	クロスカントリースキー用具一式	1時間	<b>500</b>
		半日(3時間)	<b>800</b>
		1日(6時間)	<b>1,500</b>
	スノーシュー	1時間	<b>300</b>
		半日(3時間)	<b>500</b>
		1日(6時間)	<b>700</b>

その6 勝山市営温水プール使用料

(単位 円)

施設名	使用区分		使用者	使用料		備考
				市内	市外	
勝山市営温水プール	温水プール使用料	1回	大人		<b>620</b>	
			子供(4歳以上高校生まで)		<b>310</b>	
			3歳以下		無料	

施設名	附属備品名	使用時間	使用料
長尾山総合公園クロスカントリーコース	クロスカントリースキー用具一式	1時間	<b>520</b>
		半日(3時間)	<b>840</b>
		1日(6時間)	<b>1,570</b>
	スノーシュー	1時間	<b>310</b>
		半日(3時間)	<b>520</b>
		1日(6時間)	<b>730</b>

その6 勝山市営温水プール使用料

(単位 円)

施設名	使用区分		使用者	使用料		備考
				市内	市外	
勝山市営温水プール	温水プール使用料	1回	大人		<b>650</b>	
			子供(4歳以上高校生まで)		<b>320</b>	
			3歳以下		無料	

健康トレーニング室使用料	回数券 (6回分)	大人	<b>3,100</b>		小学生以下は使用できない。
		子供(4歳以上高校生まで)	<b>1,550</b>		
	1回	大人	<b>110</b>	<b>210</b>	
		子供(中学生から高校生まで)	60	<b>110</b>	
	回数券 (6回分)	大人	<b>550</b>	<b>1,050</b>	
		子供(中学生から高校生まで)	300	<b>550</b>	
温水プール 1レーン (1時間) 専用使用料	回数券 (6回分)	大人	<b>3,250</b>		専用使用料には使用料を含まない
		子供(4歳以上高校生まで)	<b>1,600</b>		
	個人及び団体	<b>3,300</b>			
		大人	<b>120</b>	<b>220</b>	
	1回	子供(中学生から高校生まで)	60	<b>120</b>	
		回数券 (6回分)	大人	<b>600</b>	
健康トレーニング室使用料	回数券 (6回分)	子供(中学生から高校生まで)	300	<b>600</b>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表その5及びその6の規定は、令和元年10月1日から施行する。